

令和元年6月10日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03683

研究課題名(和文) 会計上の見積りの監査における経営者の仮定の合理性と測定方法の適切性に関する研究

研究課題名(英文) A Study Of Auditing Accounting Estimates

研究代表者

長吉 眞一 (NAGAYOSHI, Shinichi)

明治大学・会計専門職研究科・専任教授

研究者番号：10315046

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、会計上の見積りの監査に関して次の3つの研究を行った。(1)金融・保険業を除く東証1部上場会社1,833社に対してアンケートを実施した。アンケートの内容は、【会社の概要】、【会計上の見積りに関する会社の全般的な方針】、【項目別質問】の3つである。さらに【項目別質問】では、商・製品、繰延税金資産、貸倒見積額、工事契約、減損損失の5項目に分けた。アンケートの結果182社から回答を得た。(2)これらの回答について研究メンバーが分担して分析と検討を行い、その結果を雑誌に発表した。(3)以上の実証研究と分析・検討を踏まえたうえで、研究メンバーが個別に研究し、その成果を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

会計上の見積りの決定に関しては会社のガバナンスの欠如がうかがえた。棚卸資産では2割弱が時価の算定方法を文書化していなかった。繰延税金資産の回収可能性はスケジューリングに基づいていることが明らかとなった。貸倒見積額の算定にあたっては過去の仮定を検討する必要があることが明確になり、工事契約では工事進行基準で信頼性ある見積り方法が必要であることが明らかとなった。また、減損損失の戻入れでは日本基準の再検討が必要であることが示された。以上のことから、会計上の見積りに関する各項目において従来明確でなかった会社での決定方法が明らかになった。以上により、当初想定していた以上に学術的意義や社会的意義があった。

研究成果の概要(英文)：We studied of Auditing Accounting Estimates for 2016-2018 research years in next three categories. (1)We sent some questionnaires to the 1,833 listed companies on First Section Market of TOKYO STOCK EXCHANGE about 【 Company overview】 , 【 overall questionnaires of Accounting Estimates】 , and 【 detail questionnaires (Inventories, Deferred tax assets, Allowance for bad debts, Construction contracts, Impairment losses)】 . And we received answers from 182 companies. (2)Each our research member analyzed those answers of questionnaires and released the result of analysis of answers on the commercial journals. (3)All research members released their own articles on each university bulletin or commercial journals. We published research booklets including some above questionnaires and answers and all research member's articles. And we sent these research booklets to the cooperative companies.

研究分野：監査論

キーワード：会計上の見積り 商・製品の評価 繰延税金資産 貸倒見積額 工事契約 減損損失

1. 研究開始当初の背景

今日の財務諸表には多くの会計上の見積りがふくまれている。会計上の見積りは、財務諸表への確定計上とは異なり、計上するための情報は不確実なものが多いため経営者の仮定が必要になる。経営者の仮定には経営者の主観が入りやすいことから、財務諸表に重要な虚偽表示のリスク (Risk of Material Misstatement, RMM) が発生しやすくなる。

しかしながら、企業の経営者が財務諸表を作成するにあたって設定する会計上の見積りに関する仮定の合理性や、その計上金額の測定方法の適切性については、企業会計と財務諸表監査の両方で理論的にも実務的にも必ずしも明確ではなかった。

そこで本研究では、会計上の見積りに関する実証研究を行い、これを踏まえたうえで財務諸表監査の観点から理論的に考察することにしたものである。

2. 研究の目的

本研究では、次の3つの点について研究を行った。

- (1) 金融・保険業を除く東証1部上場会社1,833社に対するアンケートの実施
- (2) アンケートの回答についての分析と検討
- (3) 以上の実証研究と分析・検討を踏まえたうえで、研究メンバーによる個別研究

3. 研究の方法

平成28年度は、上記のアンケートを実施し、実証研究を行った(2.(1))。

平成29年度は、このアンケートについて182社から得た回答の結果を分析し検討を行った。分析と検討の結果は雑誌『企業会計』(中央経済社刊)の2017年8月号から2018年1月号までの6号にわたって連載した(2.(2))。

平成30年度は、平成29年度に行った分析と検討の結果を踏まえて、研究メンバーが個別研究を行い研究成果を発表した(2.(3))。

以上の結果は小冊子に取りまとめ、アンケートに協力してくれた会社へ送付した。

4. 研究成果

- (1) 金融・保険業を除く東証1部上場会社1,833社に対して行ったアンケートの内容は次のとおりである(2.(1))。

【 貴社の概要】ここでは次の8項目について質問した。(1)会社の業種、(2)上場証券取引所の名称、(3)監査法人の名称、(4)採用している会計基準、(5)直近の総資産の額、(6)同負債の合計額、(7)同経常利益の額、(8)回答者の職位

【 会計上の見積りに関する貴社の全般的な方針】ここでは次の10項目について質問した。(9)最終責任者の職位、(10)専門家の利用状況、(11)恣意性排除の方法、(12)取締役会決議の有無、(13)稟議書決裁の有無、(14)監査法人との協議の状況、(15)監査法人と意見が異なった場合の対応、(16)監査役等の検証の状況、(17)会計上の見積額と実際発生額との差異分析の実施状況、(18)差異分析結果の活用状況

【 会計上の見積りに関する項目別質問】ここでは次の5項目につきそれぞれ5つの質問を行った。

- (1) 商・製品について.....評価基準として採用している時価の種類など
- (2) 繰延税金資産について...これまで発生を見込んだ一時差異など
- (3) 貸倒見積額について.....売上債権に貸倒引当金を設定する際の仮定など
- (4) 工事契約について.....契約に係る認識の単位など
- (5) 減損損失について.....減損の兆候が認められたことのある資産の種類など

- (2) 以上のアンケートの結果182社から回答を得た。これらの回答について行った分析と検

討の概要は次のとおりである（ 2 . (2) ）

【 貴社の概要 】では、外国の証券取引所には上場していないものの連結財務諸表の作成に米国会計基準や国際会計基準を採用している会社が 14.4%あった。このような会社は外国の会社の連結対象会社や持分法適用会社になっていると思われるが、想定外の結果であった。（以上、 5 . (6), (14) ）

【 会計上の見積りに関する貴社の全般的な方針 】では、会計上の見積りに最終責任を有する方の役職は、経理・財務部門の責任者や会社の代表者が 96.7%であった。しかし、恣意性排除のための方法は何も採用していないという回答が 31.8%に上ったこと、かつ、最終決定を取締役会決議としていないとする会社が 54.1%あり稟議書決裁としていないとする会社も 52.2%あった。このことは、経理・財務部門の責任者または会社の代表者が会計上の見積りの計上に関して独断して決定している可能性を払拭できず、ガバナンスの欠如がうかがえるものであった。（以上、 5 . (6), (14) ）

【 会計上の見積りに関する項目別質問 】

棚卸資産の取得原価と比較する時価として回答会社の半数近くが「売却市場における市場価格」と「期末前後での販売実績に基づく価額」を採用していることは首肯できる。しかしながら、「棚卸資産会計基準」の規定する算定方法等の決定過程の文書化を実践していると回答した会社が 17.9%に過ぎないという結果は予想を裏切るものであった（ 5 . (13) ）。繰延税金資産の場合、アンケートからは、収益力に基づく将来減算一時差異の解消見込年度やタックス・プランニングの設定等を仮定の根拠としている会社が 97.3%あり、繰延税金資産の回収可能性判断はそのスケジューリングを根拠としていることが明らかとなった（ 5 . (12) ）。貸倒見積額については、67.1%が一般債権に関する貸倒見積額の設定について過去の仮定を検討することなく過年度の仮定を採用していたこと、79.0%が貸倒懸念債権に該当するかどうかの判断基準を設定していること、および、95.5%が貸倒見積額を算定する際に何らかの問題点を有していることが明らかとなった。以上のことから、貸倒見積額の算定にあたって、会社が有している問題点を解消し、毎年、過去の仮定を検討する環境を整える必要があることが明確になった（ 5 . (11) ）。工事契約では、回答会社のなかでは工事進行基準の適用会社が比較的少なかったが、その理由は、「成果の確実性」に係る判断の困難性、とりわけ、決算日における工事進捗度の見積りの困難性にあると推察できた。したがって、かかる判断にあたって信頼できる見積り方法の確立について検討する必要性が明らかとなった（ 5 . (10) ）。減損損失では、一般的には IFRS に準拠した場合のほうがより広い範囲で減損の兆候が把握され、判定においてもより早期に減損損失を認識する可能性があるとされるが、アンケートからはそれとは反対の結果が得られた。また戻入れについても、日本基準のみに準拠している会社において回収可能価額が回復している会社がみられたことから、より有用な情報提供の観点からの基準の再検討を意識させる結果となったことが示された（ 5 . (9) ）。

以上の回答の結果、会計上の見積りは財務諸表の粉飾に利用されやすくなり、財務諸表に RMM が発生しやすくなる。このため、財務諸表の確定計上の場合とはまったく異なる監査手続や監査証拠が必要となる。また、監査人としても正当な注意を払い、十分に懐疑心を保持して監査を行う必要があることが明らかになった（ 5 . (8) ）。

(3) 研究メンバーによる個別研究成果の概要（ 2 . (3) ）

棚卸資産の場合の正味売却価額による売価は売却市場における市場価格を基礎とする。しかしながら、売却市場において市場価格が観察できない場合には、それに代えて「合理的に算定された価額」が売価とみなされる。そして、何をもちて合理的と判断するかは、経営者の判断に俟つところが多い。それゆえこの判断の妥当性を検証することが監査人の重要な役割となる（ 5 . (3) ）。貸倒れにかかる会計上の見積りと監査について

は、監査人は提供された監査証拠から財務諸表の適否を判断せざるを得ないことから、「十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった」ことによる除外事項を付す事例があることがわかった。これは、貸倒れの見積りにかかる経営者の仮定の合理性と測定方法の適切性を検証することの困難さを示している(5.(1))。工事契約における収益認識は成果の確実性に対する判断によるが、この判断は見積りの要素からなっているため、見積りの客観性や確実性等が求められることになる。監査人は、財務諸表作成における経営者によるかかる判断が適正であるかどうかを検証することになる(5.(5))。減損損失の戻入れについては、監査人が戻入額の不確実性について監査上重要であると判断した場合には、戻入れについても「監査上の主要な検討事項」として記載する実務を醸成すべきであろう。減損損失の戻入額の不確実性の問題は、減損損失を計上した資産の収益性の回復を慎重に判断し、そのリスクが高い場合には透明性をもつて開示するという監査における情報提供もふくめた統合的視野から考えるべき時代になってきていると思われる(5.(4))。不正な財務報告の多くは会計上の見積りを用具として行われる。会計上の見積りにおける仮定や条件が一定の範囲内で設定されていれば、監査人がこれを覆すことは非常に困難である。そこで監査人は、一期間における複数の会計上の見積りを総括的に検討したり、また、見積額と実際発生額とを比較することによりこれを検証することができる。監査人は、長期にわたって会計上の見積りの適切性を検証するための有効な監査手続を確立する必要がある(5.(2))。会計上の見積りに関する監査証拠は、会計上の見積りの「合理性」の検証である。ここでは、会計上の見積り金額の計上に関する計算式の左辺にある計算要素の合理性の追求であって、計算式の右辺の金額の直接的な検証ではない。こうしたことから、会計上の見積りに関する監査証拠が監査基準のいう「十分かつ適切な監査証拠」足り得るのかどうか、非常に疑問に思える(5.(7))。会計上の見積りに関する監査の基準の理論的な枠組みについては未だ考察の余地が多分にある。筆者がメタ証拠の考え方を応用した理由は、これが会計上の見積りにおけるアサーションの特質と評価手続を中心とする監査証拠の収集・評価活動がメタ証拠の評価につながる考え方の糸口と考えられるからである(5.(15))

(4) 以上のアンケートによる実証研究および研究メンバーによる個別研究の結果、企業の経営者が財務諸表を作成するにあたって、会計上の見積りに関する経営者の仮定の設定の仕方や、その金額の計上の仕方等について、企業会計の観点から相当程度明確になった。またこれにより、財務諸表監査においても、会計上の見積りに関する経営者の仮定の合理性の判断や、その計上金額の測定方法の適切性に関する判断の基準がかなり明確になった。

今後の課題は、これらの研究成果を国際会計基準や国際監査基準に反映されるべく、会計の学会や監査の学会での報告、および大学の紀要や商業雑誌への投稿を通じて、積極的に働きかけることである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計14件)

- (1) 異島須賀子「貸倒れにかかる会計上の見積りと監査」、『久留米大学商学研究』(久留米大学商学会)、査読無し、第24巻第1号別冊、2018年、1-13
- (2) 長吉眞一「不正な財務報告と会計上の見積りの監査」、『企業会計』(中央経済社)、査読無し、第70巻第9号、2018年、112-117
- (3) 井上善弘「会計上の見積りとその監査における着眼点～棚卸資産の期末評価を対象にして～」、『香川大学経済研究所 Working Paper Series』(香川大学)、査読無し、221、2018年、1-10
- (4) 森田佳宏「減損損失の戻入れと監査 慎重性と透明性の観点から」、『駒澤大学経済学論集』(駒澤大学)、査読無し、第50巻第1号、2018年、15-35

- (5)伊藤龍峰「工事契約に係る会計上の見積りと監査対応」、『西南学院大学商学論集』（西南学院大学），査読無し，第 65 巻第 1 号，2018 年，1 - 13
- (6)長吉眞一「会計上の見積りに関するアンケート結果の分析と検討」、『会計論叢』（明治大学会計専門職研究科），査読無し，第 13 号，2018 年，37 - 51
- (7)長吉眞一「会計上の見積りの監査における監査証拠の十分性と適切性」、『経営経理研究』（拓殖大学経営経理研究所），査読無し，第 111 号，2018 年，29 - 41
- (8)長吉眞一「会計上の見積りに関する実態調査 2017 連載を終えるにあたって」、『企業会計』，査読無し，2018 年，114 - 115
- (9)森田佳宏「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 6 回 減損損失に関するアンケート結果の分析と検討」、『企業会計』，査読無し，2018 年，110 - 113
- (10)伊藤龍峰「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 5 回 工事契約に関する項目別アンケート結果の分析と検討」、『企業会計』2017 年，76 - 79
- (11)異島須賀子「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 4 回 貸倒見積額に関する項目別アンケート結果の分析と検討」，査読無し，『企業会計』2017 年，130 - 133
- (12)岸牧人「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 3 回 繰延税金資産に関する項目別アンケート結果の分析と検討」，査読無し，『企業会計』2017 年，129 - 132
- (13)井上善弘「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 2 回 商・製品に関する項目別アンケート結果の分析と検討」、『企業会計』，査読無し，2017 年，120 - 123
- (14)長吉眞一「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 1 回 本アンケートの特徴と回答会社の概要および会計方針」、『企業会計』，査読無し，2017 年，110 - 120

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

- (15)岸 牧人「会計上の見積りに関する実態調査 2017 第 3 回 繰延税金資産に関する項目別アンケート結果の分析と検討」，査読無し，『企業会計』2017 年，129 - 132

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：伊藤 龍峰

ローマ字氏名：(I T O H , tatsumine)

所属研究機関名：西南学院大学

部局名：商学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 50184669

研究分担者氏名：森田 佳宏

ローマ字氏名：(M O R I T A , yoshihiro)

所属研究機関名：駒澤大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 90248534

研究分担者氏名：井上 善弘

ローマ字氏名：(I N O U E , yoshihiro)

所属研究機関名：香川大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 60253259

研究分担者氏名：岸 牧人

ローマ字氏名：(K I S H I , makito)

所属研究機関名：法政大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 90264324

研究分担者氏名：異島 須賀子

ローマ字氏名：(I J I M A , sugako)

所属研究機関名：久留米大学

部局名：商学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 20336069

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。